

令和 8 年度版 年金ライフプランのすすめ 【追補】

■雇用保険の基本手当の賃金日額等の変更（令和 8 年 8 月）

（39 頁）表 9 が次のように変わりました。

表 9 ●基本手当の給付率（～令和 9 年 7 月末）

賃金日額 給付率	3,203 円以上	5,480 円以上	12,120 円超	13,490 円超
	5,480 円未満	12,120 円以下	13,490 円以下	
60 歳未満	80%	80～50%		50%
60 歳以上 65 歳未満		80～45%	45%	

（注）賃金日額・基本手当日額には上限があり、賃金日額は 45～59 歳 18,220 円、60～64 歳 17,400 円、基本手当日額は 45～59 歳 9,110 円、60～64 歳 7,830 円です。

■雇用保険の高年齢雇用継続給付の支給限度額の変更（令和 8 年 8 月）

（39 頁）高年齢雇用継続給付（1）受けられる条件 の 3～5 行目が次のように変わりました。

…②60 歳時点または基本手当の基礎となった賃金に比べて、75%未満かつ 397,369 円（～令和 9 年 7 月末） 未満の賃金で就労している人です。

（39 頁）（2）給付の内容 の 6～8 行目が次のように変わりました。

…①または②で計算した額と賃金額との合計額が 397,369 円（～令和 9 年 7 月末） を超えるときは、その超えた分が減額されます。